

X - 1 - 1 - 1 - 0 2
5 年 保 存

秋 本 総 第 8 号
平 成 1 8 年 3 月 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

個人情報取扱事務委託基準について（例規）

この度、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）の一部が改正され、本年4月1日から秋田県警察本部長（以下「本部長」という。）が実施機関に加わることになったことに伴い、条例第13条の規定に基づき、本部長が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託する場合において、個人情報の保護について講ずべき措置に関し、別添「個人情報取扱事務委託基準」を定め、同日から適用することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

個人情報取扱事務委託基準

1 趣旨

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、秋田県警察本部長（以下「本部長」という。）が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託する場合において、個人情報の保護について講ずべき措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 基準の対象となる委託契約

この基準の対象となる委託契約は、本部長が個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託する契約をいい、一般に委託契約と称されるもののほか、印刷、翻訳等の契約を含み、また、使用料の収納の委託等の公法上の契約を含むものとする。

3 委託に当たっての留意事項

本部長が2の事務を実施機関以外のものに委託するときは、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できるものを選定すること。
- (2) 入札に当たっては入札前に、随意契約にあつては見積書を徴する前に、契約に特記事項があることを相手方に周知すること。
- (3) 受託者に対して、委託事務の内容に応じて個人情報の使用目的及び使用範囲等を明確に示すこと。
- (4) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、当該事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとする。
- (5) 受託者に対して、委託事務に従事する者又は従事していた者が当該事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合等の罰則規定及びこれらの違反行為に関する両罰規定が条例にあることを周知すること。

4 契約に当たっての措置

個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約に当たっては、次により契約書に受託者が特記事項を守るべき旨を記載するものとする。ただし、契約書によらないで契約するときは、受託者に特記事項を契約事項として交付するものとする。

契約書記載例

（個人情報の保護）

第 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による事務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約を実施するために甲から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務の従事者に対して、次の事項を周知するものとする。

1 在職中及び退職後において当該事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用してはならないこと。

2 1に違反した場合は、秋田県個人情報保護条例(平成12年秋田県条例第138号)第52条、第53条又は第57条の規定により処罰されることがあること。

3 その他当該事務に係る個人情報の保護に関し必要な事項

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務の実施に当たり取り扱

っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託者、「乙」はこの契約による事務の受託者をいう。

2 委託事務の内容に即して適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。